

# パブリックコメント募集!



	伊賀市中心市街地活性化基本計画策定手続き	伊賀市国民保護計画（素案）
概要	<p>伊賀市では、「まちづくり三法」の改正に伴い、コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを目指して、「伊賀市中心市街地活性化基本計画」を策定し、国の認定を申請することとしました。</p> <p>計画策定にあたっては、策定委員会を設置するとともに、市民の皆さんのご意見などをふまえ、法改正の趣旨に沿って、中心市街地への都市機能の集約とにぎわいの回復に向けた一体的な取り組みを進めるための基本計画の策定を進めます。</p> <p><b>*まちづくり三法</b> <b>中心市街地活性化法、都市計画法、大店立地法</b></p>	<p>武力攻撃や大規模なテロなどが発生した場合に、国の方針に基づき、市が国・県・他の市町村・関係機関などと連携・協力して、迅速・的確に住民の避難や救援などを行うことができるように、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（通称「国民保護法」）第35条の規定により、市においても「国民保護計画」の作成が義務づけられています。</p> <p>平成18年度に策定する「伊賀市国民保護計画」は伊賀市国民保護協議会や市民の皆さんのご意見などを踏まえた上で策定します。</p>
募集期間	9月1日(金)～15日(金) 必着	9月8日(金)～22日(金) 必着
募集内容	伊賀市中心市街地活性化基本計画策定手続きに対する意見	伊賀市国民保護計画（素案）に対する意見
詳細の閲覧方法	<p>①伊賀市ホームページ（<a href="http://www.city.iga.lg.jp/">http://www.city.iga.lg.jp/</a>）をご覧ください。</p> <p>②本庁企画調整課および各支所総務振興課に資料を用意します。</p>	②本庁総合危機管理課および各支所総務振興課に資料を用意します。
意見の提出方法	意見を提出する件名を記載し、ご意見（「該当箇所」およびそれに対する「意見内容」）・住所・氏名・電話番号を明記の上、郵便・FAX・Eメール・持参のいずれかで提出してください。	
その他	提出していただいたご意見は、計画策定の検討資料とさせていただきます。また、市の意見と併せて伊賀市ホームページで公表します。（個別に回答は行いません。）	
提出先 問い合わせ	<p>〒518-8501伊賀市上野丸之内116番地 伊賀市企画振興部企画調整課 ☎ 22-9620 FAX 22-9628 ✉ kikaku@city.iga.lg.jp ※持参の場合は各支所総務振興課でも受け付けます。</p>	<p>〒518-8501伊賀市上野丸之内116番地 伊賀市総務部総合危機管理課 ☎ 22-9640 FAX 24-0444 ✉ kikikanri@city.iga.lg.jp ※持参の場合は各支所総務振興課でも受け付けます。</p>

## 伊賀市国民保護計画タウンミーティングを開催

平成18年度で作成する「伊賀市国民保護計画」について、タウンミーティングを開催します。伊賀市国民保護協議会において審議された計画素案を基に、市民の皆さんから広くご意見をいただきたいと思っておりますので、ぜひご参加ください。

【と き】 9月17日（日） 午後2時～（受付：午後1時30分～）

【ところ】 上野フレックスホテル

【参加料】 無料

【問い合わせ】 本庁総合危機管理課 ☎ 22-9640 FAX 24-0444

✉ kikikanri@city.iga.lg.jp

